

現行	改正後	備考
<p><u>通念に照らして最大限の努力をすることが必要。</u></p> <p>(注3) <u>電子メール及びFAXについては、5に規定する様式を使用し、(1) (2) (3)の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。</u></p> <p><u>(2) 事業者は、事故処理の経過についても、保険者等へ電話、電子メール又はFAXで適宜報告することとする。</u></p> <p><u>(3) 事業者は、事故処理の区切りがついたところで、5の規定に従い、保険者等へ文書で報告する。</u></p> <p>5 報告の様式 (1) 2の(1)に掲げる事故の報告 様式1 (事故報告書) (2)、(3)略</p> <p>6 保険者等が行う調査への協力 略</p>	<p>6 報告の様式 (1) 2の(1)に掲げる事故の報告 様式1 (事故報告書) (2)、(3)略</p> <p>7 保険者等が行う調査への協力 略</p>	